

議 事 日 程 (1)

令和5年9月7日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第14号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第5 議案第41号 指定管理者の指定について

第6 議案第42号 令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第7 議案第43号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)

第8 議案第44号 令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

第9 議案第45号 令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)

第10 議案第46号 令和5年芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

第11 認定第1号 令和4年度芦屋町一般会計決算の認定について

第12 認定第2号 令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

第13 認定第3号 令和4年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第14 認定第4号 令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第15 認定第5号 令和4年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第16 認定第6号 令和4年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第17 認定第7号 令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

第18 認定第8号 令和4年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

第19 報告第6号 令和4年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について

第20 報告第7号 地方独立行政法人芦屋中央病院の令和4事業年度における業務実績に関する評価結果について

第21 報告第8号 地方独立行政法人芦屋中央病院の第2期中期目標期間における業務実績に関する評価結果について

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭 2番 田中 太 3番 香田 一之 4番 長島 毅
5番 萩原 洋子 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男 10番 辻本 一夫 11番 川上 誠一 12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 梶山 未彩

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柁賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【欠席職員】 (なし)

【傍聴者数】 5名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 5 年第 3 回 芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 9 月 7 日から 9 月 20 日までの 14 日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、4 番、長島議員と 8 番、
貝掛議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、同意第 14 号から日程第 21、報告第 8 号までの各議案については、この際一
括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは、人事議案でございます。

同意第14号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現在の芦屋町固定資産評価審査委員会委員であります塩田謙治氏の任期が、令和5年10月4日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。塩田氏は人格、見識も申し分なく、委員として適任でありますのでどうぞよろしくお願いたします。

次にその他議案でございます。

議案第41号の指定管理者の指定につきましては、芦屋町子育て支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第42号の令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第43号の令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,600万円を減額計上しております。歳入につきましては、過疎対策事業債を芦屋東小学校校舎大規模改修工事に係る歳出予算に合わせて減額するほか、企業版ふるさと納税寄附金を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しています。歳出につきましては、芦屋東小学校校舎大規模改修工事に係る費用を工事の進捗に合わせて減額するほか、道徳教育推進事業に係る費用を計上するとともに、地域おこし協力隊に係る費用等を増額計上しています。なお、芦屋東小学校校舎大規模改修工事につきましては、継続費の補正措置をしています。また、緑ヶ丘団地改善事業については、繰越明許の措置をしています。

議案第44号の令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、特別調整交付金の市町村分を増額計上しています。歳出では、国民健康保険被保険者の産前産後保険税免除対応に伴うシステム改修に係る業務委託料を増額計上しています。

議案第45号の令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましては、過年度の消費税修正申告に伴うものでございまして、歳入では、一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では、補償、補填及び賠償金並びに公課費を増額計上しています。

議案第46号の令和5年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資

本的支出として、大君第2雨水幹線改修工事後の家屋事後調査業務委託、白浜町地内の雨水管整備工事の費用を計上するほか、人件費を増額計上しています。

次に決算議案でございます。

認定第1号から第6号までは、各会計の令和4年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べさせていただいております。

認定第7号及び第8号は、各公営企業会計の令和4年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第6号の令和4年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第7号の「地方独立行政法人芦屋中央病院の令和4事業年度における業務実績に関する評価結果」につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

報告第8号の地方独立行政法人芦屋中央病院の第2期中期目標期間における業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第14号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第14号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致でございます。よって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第43号についての質疑を許します。香田議員。

○議員 3番 香田 一之君

議案第43号、令和5年度芦屋町一般会計補正予算第3号の第2条、継続費の補正についてお聞きします。継続費の補正については、補正予算の第3号のつづりの3ページに記載されてます。

芦屋東小学校校舎大規模改修事業の件ですが、この改修事業は3年間の総額と各年度の額が記載されており、3年間の総額は補正前と補正後で変わりありませんが、各年度の額は大きく変わっています。特に令和5年度は大幅な減額となっていますが、各年度の額が変わった理由は何でしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋東小学校校舎大規模改修事業につきましては、令和5年度から令和7年度までの3か年事業として継続費設定を当初予算の段階で行わせていただいております。当初予算では、令和5年度は事業に係る前払い金を、令和6年度は工事進捗に合わせて中間払いを、令和7年度は工事完了による精算払いを行う想定で各年度計上していました。本年度に入り、施工業者への支払い額は工事の進捗状況に応じて支払うよう見直しを行いましたので、各年度の事業費を再度精査した結果、令和5年度は7,393万9,000円の減。この分を令和6年度、令和7年度に工事進捗に応じて増額するという年割額を見直す必要が生じたので、今回、継続費及び令和5年度分の工事監理委託料及び工事請負費の補正予算として計上したものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。香田議員どうぞ。

○議員 3番 香田 一之君

今の御説明ですと、工事内容そのものは当初の計画と変わらないのかお聞きします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

工事内容及び工事のスケジュールについては、当初予算時と変更はございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。香田議員。

○議員 3番 香田 一之君

この改修事業の期間中、教室が使えなくなるとかいったような学校教育に及ぼす支障というの
はあるのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これは設計の段階から学校関係者の皆様にも確認を行いながら、現場施工は夏休みなどの学校
休業中に集中的に行うなど、学校の授業などに支障が出ないように配慮した設計及び施工計画を
立てています。施工段階におきましても、学校側と調整しながら授業などに支障がないように事
業を進めることとしています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

18ページですね、商工費、観光費として繰出金、国民宿舎特別会計繰出金1,882万
2,000円のことですが、これについてどのような内容なのかお聞きしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらの18ページですね、国民宿舎特別会計繰出金1,882万2,000円ということで
ございます。こちらにつきましては特別会計の方でも計上しているものになりますが、今回、国
民宿舎のほうで、消費税の修正申告を行いますので、それに係る支出分ということで一般会計よ

り国民宿舍会計へ繰り出しを行うものとなっております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。

ないようですので、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第45号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

6ページ。事業費、経営費、1,882万2,000円の補償、補填及び賠償金、公課費合わせて1,882万2,000円の内容についてお聞きします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

こちらの6ページの内容につきまして、御説明いたします。

今回ですね、21節の補償費及び賠償金、それと26節の公課費、合わせて1,882万300円を計上させていただいております。内容としましては消費税の過年度修正申告に伴う支出となっております。国民宿舍会計は前年の収支決算に基づき消費税の申告を行っております。今回、この申告の内容につきまして、平成30年度から令和4年までの5年間の申告誤りがありましたので、それを修正するためのものがございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今の内容について、もう少し詳しくお願いします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今回、修正申告を行うようになったんでございますが、その原因という部分で少し詳細にお話しいたします。今回、修正申告になる理由としましては、通常、消費税の申告はですね前年度の

収支決算に基づき行うものとなっており、その計算の中で一般会計からの繰入金収入に係る計算——。すいません。この修正申告の内容ですけども、この消費税の申告は収入に伴って支出との兼ね合いで申告を行うんですが、原因としては一般会計からの繰入金収入に係る税額の計算、これは特例を適用した計算を行い申告する必要があるんですけども、通常収入の計算でこの申告を行っておりまして、税額として誤ったものになったというのが原因でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

という事実はよく分かりましたが、その賠償金は申告遅れのための賠償金ということで認識していいんですか。だったら、その賠償金額は幾らぐらいなんですか。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

賠償金ということでございますが、ここに予算計上されてます21節のですね、補償、補填及び賠償金という項目になります。こちらについては、税金の納付期限、こちらの問題、関係から、金額としましては、ここに上がってます52万8,000円、これが見込みとして計上をしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、認定第1号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

決算書の36ページをお開きください。（「施策の成果」と呼ぶ者あり）施策の成果、施策の成果の36ページをお開きください。

2款1項10目、芦屋港活性化推進費の成果のですね、黒丸の上から5番目、砂像展示劇場・サンドシアター（仮称）整備事業設計業務委託（測量業務等）についての2, 145万円についてお尋ねいたします。先日、全員協議会のほうで砂像屋内展示施設、これになるんですけども、建設中止のお話がありました、2, 145万円のうちの町の負担額は幾らだったのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

今、御指摘のですね、砂像展示劇場のサンドシアターの測量業務の2, 145万円についてなんですが、こちらについては12ページにですね、記載させていただいております。15款2項1目の総務費国庫補助金のですね、地方創生拠点整備交付金。これがちょうど2分の1に当たるんですが、1, 072万5, 000円をまずここで充当させていただいております。それからこちらにつきましては、残について過疎債を適用させていただいておりますので、そちらのほうは7割の交付税措置がありますので、町の手出しとしては約320万円という形になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

それでは、その隣の列の上から黒丸4番目の、こちらも砂像展示劇場・サンドシアター（仮称）整備事業設計業務委託。こちらは広場・駐車場設計の600万6, 000円についてお尋ねいたします。こちらも砂像屋内展示施設というふうに書かれているんですけども、今後、この設計についての活用は可能なんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

こちらの設計につきましてはここに書いてありますとおり、広場とか駐車場の設計になりますので、ただ、今の段階ではサンドシアターに付随した広場とか駐車場の設計という形になってしまったので、すぐにこれが次の新しい段階で活用できるかっていうところはまだ疑問なところはありますが、できる限り町としては活用していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ではこちら同様に、この金額の町の負担額と、あと今回ですね、成果としてですね、サンドシアターの話にありました業務設計委託、建設が中止になった件で設計業務委託の結果が大きなポイントになったかと思います。ただ、その建設を中止したということだけに終わらせず、施策の成果として、この結果を今後どのように生かしていくお考えなのか、お聞かせ願えますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 内海 猛年君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

まず1点目の、こちらの方の町の手出しはというところだったんですが、こちらについてはこの600万6,000円につきまして、全額過疎債を適用しておりますので、その3割に当たります約180万円が町の手出しという形になります。もう一つの設計について、先々どういう施策にどう活用していくかというところなんです、この前お話しさせていただきましたように来年の7月までに、新しい活用方法について十分検討していく中でそういう、この設計の内容とも踏まえて活用していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

48ページの老人福祉施設費ですが、需用費、修繕料（寿楽会館ボイラー修繕ほか）112万3,500円。これは4年度の成果ですから、これに私の質問が該当するかどうか分かりませんが、鶴松荘ですね。鶴松荘はもう1年近くボイラーが壊れたままの状態になってますので、これについては鶴松荘のボイラーの件も計上されているのかなあと思ったんですが、それがありません。どういうわけでないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

老人憩の家の修繕料につきまして、こちらは令和4年度の決算になっておりますのでこちらの中身は台風等で、鶴松荘の煙突が倒れそうになったやつを補修したりとか、そのあたりの修繕費が入っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

41ページです。戸籍住民基本台帳費の中のコンビニ交付証明書発行に関するのですが、今、町内ではコンビニでマイナンバーカードを利用して芦屋町が発行する証明書、住民票、印鑑証明書、そういう形で5か所にわたってあります。ランニングコストを維持管理費といいたいでしょうか、それで500万円相当というふうに認識していますが、この41ページの中のどれと、どれと、どれを指すものか、ちょっと示してください。

○議長 内海 猛年君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

41ページの1目、戸籍住民基本台帳費の中段の役務費のところの右側にございますコンビニ交付証明書発行手数料20万70円と、その下段の使用料及び賃借料のコンビニ交付システムクラウド使用料415万1,400円。最後に一番下の部分です。負担金、補助及び交付金のコンビニ交付に係る運営負担金69万963円となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

これは4年度ですね、4年度はそういうコンビニ交付機で1,700件と聞いてます。一昨年は約1,000件というふうに聞いておりますが、芦屋町の窓口で交付した数、これがそうですね、7,000～8,000件か10,000件ぐらいあるのかなと思うわけですけど、その総数が幾らなのか。そしてこの金額約500万円のランニングコストと件数を1,700という件数をすれば、1件当たり幾らの計算になるのか。普通、窓口でいけば300円から350円がいいんですが、このコンビニ交付の場合は1件当たり幾らに該当するのかお願いします。

○議長 内海 猛年君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それではお答えいたします。

まずですね、全体の件数につきましては1万4,360件というふうになっています。それとですね、住民課分のコンビニ交付1件当たりの経費っていう形にはなるんですけど、ランニング

コストから手数料を差し引いて、その上で件数で割った数字っていうのが1件当たり2,800円になります。ただしですね、ここには現されてない効果っていうのがあるんですけど、まずこれをやったことによって住民課の窓口の労務の軽減、これが年間当たり140時間軽減されています。また、住民の利便性っていうのも向上してるというところで、この2,800円に現れてないことっていうのもあるっていうのを御認識していただければいいかなと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。「4回目、4回目」と呼ぶ者あり）（「3回なった？」と呼ぶ者あり）

○議員 9番 妹川 征男君

3回目。（「3回やろ」と呼ぶ者あり）

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあ、芦屋町のコンビニ、5か所あるようですけど、最初の投資額が令和2年だったと思うんですが、その投資額はその設置のための投資額は幾らだったか。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。今ごめんなさい4回でした。申し訳ございません。

○議員 9番 妹川 征男君

はい、いや、いいです。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですので、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第41号から日程第18、認定第8号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時38分散会
